

# ささえ

浅田達雄さんを支援する会

第95号

発行日：2018年12月14日  
発行責任者：吉野 一 正

カンパ振込口座

ゆうちょ口座：記号 15470

番号 17910371

口座名：浅田達雄さんを支援する会  
(ATM利用は手数料無料)

振替口座：01240-8-3168

口座名：障害者の生活と権利を守る岡山県連絡協議会(通信欄に「浅田訴訟」と明記のこと)

〒700-0047 岡山市北区関西町3-11 みんなの会館  
【事務局】 障岡連事務局内 浅田達雄さんを支援する会  
TEL/FAX (086) 254-5866 (通話は金曜日 13:30~)

## 高裁判決 「本件控訴を棄却する」 「控訴費用は控訴人の負担とする」

判決文は、岡山市当局の浅田さんに対する処分の不法性を  
より明確にして、市当局の非人間性を諭す！

わかりやすい完全勝訴の判決でした。原告浅田さんがニコリとする間もなく退場となりました。

この日、県外から車いす障害者9人と独歩障害者2人とヘルパーさん7人を含む傍聴者26人、県内から車いす障害者3人、視覚障害者3人とヘルパーさん3人・盲導犬1頭および県立大准教授・学生の4人を含む傍聴者は、当日膨れ上がり70人を超えました。



裁判長から判決を聞いて、65歳以上になってもこれまでと変わらずに僕の間人として生きる権利と65歳に関係なく、平等な介護が保障され、僕の尊厳が回復してとてもうれしいです。この喜びは、人間らしく生きたいと思う願いを弁護団の先生、支援する会のみなさん、全国で支援してくださった方々の支えもらったお蔭です。

今の素直な気持ちを伝えます。「かった〜！」嬉しいです。



### 判決文に対する弁護団見解

弁護団の古謝です。

本日言い渡された、浅田訴訟の広島高裁岡山支部判決の概要をご報告します。

- 1 まず、主文は「岡山市の控訴を棄却する」です。つまり、「本件処分を取り消し、96時間の自立支援給付の支給決定を義務付け、107万5000

円の損害賠償を認めた」岡山地裁判決が支持されました。一審に引き続き、浅田さんの全面勝訴です。

2 訴えの利益について、高裁判決は、自立支援給付と介護保険給付との違いに言及したうえで「浅田さんは現在においても、受けたサービスに要した費用（本件においては特に自己負担額）のために、自立支援給付の支給決定を受ける法律上の利益を有している」と指摘しました。

3 本件処分の違法性については、地裁判決とは異なる判断方法を取っています。

まず、以下の（１）のとおり、本件処分が岡山市の主張するような羈束処分ではなく、裁量処分だと論じた上で、そのうえで（２）のとおり、本件処分が裁量を逸脱していることを述べています。

#### （１）自立支援法7条が

ア 自立支援給付と介護保険給付とは異なるもので、介護保険給付を受けることができる障害者に対しては、一律に自立支援給付の不支給決定をするのではなく、要介護状態以前の障害によりどのようなサービスが必要なのか、介護保険給付の自己負担額を支払うことが障害によりどの程度負担なのかなどを考慮して、自立支援給付を選択することが相当である場合があること

イ 本件通達も一律に介護保険給付を優先的に利用するものとはしないこととしていること

ウ 国は、本件合意文書をもって、自立支援法7条の介護保険優先原則の廃止を検討することを約束したこと

エ 本件実態調査によれば、自立支援給付の申請を

却下する自治体は6.4%（6自治体）に過ぎず、現実にはアの選択がなされていること

からすれば、自立支援法7条は、自立支援給付と介護保険給付等の二重給付を回避するための規定であって、介護保険申請をしない場合に自立支援法7条に基づき自立支援給付の不支給決定をすることは、羈束処分とはいえ、裁量処分と解するのが相当、としています。

（２）岡山市が、浅田さんの周りにボランティアがおり、必要最低限度の支援まで失われてしまうわけではないことを判断の基礎として勘案し、自立支援給付の全部の不支給決定をしたことは、看過し難い誤りである。そして、浅田さんがやむなく介護保険給付の申請をし、介護保険給付に費用の一時的な支払の負担が大きかったことも認められる。そうすると、介護保険給付を受けていることをもって、取消対象部分に係る自立支援給付に相当するものを受けていると判断したことは、社会通念に照らして明らかに合理性を欠く。したがって、本件処分は裁量権の逸脱濫用にわたり違法、としています。

4 高裁判決は義務付け、損害賠償請求についても一審と同様に認めました。

以上、高裁判決の要旨をご報告します。岡山市が上告しないことを望みます。



## 【浅田達雄さんを支援する会 アピール】

岡山市に対し、広島高裁岡山支部で下された浅田訴訟判決を真摯に受け止め反省するとともに、判決内容を直ちに実効あるものとするを求めます。

本日、広島高等裁判所岡山支部は、今年3月14日に岡山地方裁判所（横溝邦彦裁判長）がくださった「重度障害者の浅田達雄さんに対する岡山市の行政処分は違法とする判決」を不服として岡山市が控訴していたものを、棄却する、と判決を下した。

私たちは、岡山地裁ならびに広島高裁岡山支部の判断に敬意を表するとともに、この裁判所の判決を岡山市が厳正にかつ真摯に受け止める事を求める。

岡山地裁での第1審の判決内容は、①岡山市の処分を取消し、②障害福祉サービスの支給を義務づけ、③慰謝料等の支払いを命じたものであった。高裁はこの内容を再び確認したことになる。

岡山市は、浅田達雄さんに執った行政処分が違法であると司法の場で2度にもわたり結論が出されたことを真摯に受け止めるべきである。

本来、日本国憲法は、13条において「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と基本的人権、個人の尊厳をもっとも尊重することを規定している。当然、重度障害者の浅田さんもこの憲法上の基本的人権を享有する権利を有しており、岡山市は憲法尊重義務を負って行政を展開し一人ひとりの市民についてそれぞれの人権を尊重すべき立場にある。

しかるに、2013年2月、浅田さんが満65歳になる際に、介護保険の申請手続きをしないでそれまで受けていた障害福祉サービスの継続を求めたところ、岡山市はこれを全面的に却下する処分を行った。そのあまりにひどい行政処分に対して浅田さんは、処分が違法だと主張して訴訟を起こしたものである。

行政処分が違法であると下された第1審判決に対して岡山市が控訴したことは、浅田さんの命さえも脅かし人権を侵害する行為であったことを認めないという姿勢を改めて内外に示したものである。それは、自らが策定している岡山市障害者プランの理念のひとつ「障害のある人がそれぞれ社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる活動に参加する機会が確保されるとともに、自らの意思に基づいて地域での自立した生活を送っていけるよう支援します。」にも背反する行為であった。

それだけに、今回の判決の持つ意味は、岡山市当局とともに控訴自体を容認した岡山市議会に対しても大きな影響をもつものである。

65歳時点での浅田さん本人からの「障害者自立支援法に基づく介護サービスの申請」、次に第1審の判決、そして今回の判決を入れて、福祉行政の見直しにかかわり三度チャンスをもたらした岡山市が、今度こそはこの判決をきちんと受け入れ、憲法と障害者基本法にもとづき「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」岡山市に転換をはかることを心から期待を込めて呼びかけるものである。

2018年12月13日

浅田達雄さんを支援する会

代表世話人 浪尾淑子、中島純男、吉田裕美

各地から、勝訴お祝いのメール、ありがとうございました。

メールを送ってくださった方、団体は以下の通りです。

13日

みなさん、こんばんわ

めっちゃごぶさたしております、京都の中畑です。

今日の広島高裁岡山支所での浅田訴訟全面勝利おめでとうございます。

浅田さん、弁護団の皆さん、全国に大きな勇気と感動をありがとうございます。

僕ももうすぐ65歳介護保険移行対象に近づきますから元気をもらいました。

本当に今までお疲れさまでした！

私も参加させていただき、あの場所で皆さんと一緒に喜び合えて、本当によかったです！

岡山市が法廷に出てこなかったということが腹立たしいですが。ここから、岡山市がどう動くか…。まだ、心からほっとできないということ自体が情けないです。 東 洋子

福岡の中村博則弁護士、藤岡毅弁護士、藤原精吾弁護士、國府 朋江弁護士 ありがとうございます。

本日10:30までに届いたもの

光成先生判決文ありがとうございます。弁護団のご尽力で地裁・高裁と連勝することができたことは行訴としてすごいと思います。

浅田さん、おめでとうございます。吉野さん、本当にお疲れさまです。

広島から参加してきた肢体障害者のみんなも我がことのように嬉しいと思うし、その報告は次回の会議でももらいます。広島 さかき